

個人府民税控除対象寄附金指定通知書

男女府第 2165 号
令和 7 年 10 月 31 日

公益財団法人大東育英会

代表理事 和泉 克弥 様

大阪府知事

吉村 洋文



令和 7 年 9 月 29 日に申請のあった大阪府地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる寄附金に関する条例第 3 条第 1 項の寄附金の指定については、同条第 4 項の規定により、次のとおり指定することと決定したので、同条例第 5 条の規定により通知します。

- 1 大阪府地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる寄附金に関する条例施行規則第 6 条第 1 項第 1 号ニに規定する寄附金又は金銭に係る支出の期間

令和 7 年 1 月 1 日～令和 12 年 10 月 30 日

- 2 指定の有効期間及び当該有効期間を付する理由

令和 7 年 10 月 31 日～令和 12 年 10 月 30 日

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、大阪府知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記 1 又は 2 の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。